

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

平成21年度事業計画

(目標) “人と人とのつながりの持てる地域福祉の推進を”

我が国の少子高齢化は他の先進諸国に例をみないスピードで進行しており、都市化、核家族化とともに地域のつながりが希薄になってきている現実があります。

この状況において公的な福祉サービスの充実は進んできていますが、同時に、地域においては公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題、例えばゴミ出しや雪かき、墓参りの付き添いなど、制度では拾いきれない生活の中の困りごとがあり、身近でなければ早期発見が難しい場合も多くあります。

こういった身近な生活課題を、人と人のつながりで手助けをしていく活動として、「こころ・つなぐ・助け合い事業」が開始されました。これは、須坂市地域福祉活動計画「助け合い起こし」に基づくものであり、住民組織である『助け合い推進会議』により、自分たちの発想で主体的に取り組まれているものです。

住民が主体的に福祉に参加することで、住みなれた地域でこれまでの地域のつながりを維持しながら、生きがいや社会的役割をもつことができ、より豊かな生活につなげることができます。

これらの活動を社協としても強力に支援しつつ、住民一人ひとりの助け合い意識の高揚に努め、お互いさまの支え合い・助け合いのまちづくりの推進を図ってまいります。

〈介護事業の具体的なサービス目標〉

- ◆本会は、利用者の在宅生活の継続支援を最優先します。
- ◆本会は、利用者の意思を尊重します。
- ◆本会は、介護者との連携を図り、介護負担の軽減をめざします。
- ◆常に明るい笑顔のあいさつ、思いやりと気配りのできるサービスを心がけます。
- ◆常に資質向上に努め、自己研鑽に努めます。
- ◆サービスの提供にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、NPO、地域の保健・福祉・医療サービス事業者と密接な連携を図ること、また、本会が持つ地域ネットワークを活かし総合的なサービス提供に努めます。

主　要　事　業　に　つ　い　て

※市指定	⇒ 須坂市からの指定管理事業
※市受託	⇒ 須坂市からの受託事業

I 地域福祉推進事業

1. 須坂市地域福祉活動計画 テーマ「助け合い起こし」の実行

[誰もが住みなれた地域で、豊かに安心して暮らせるまちをつくるために、住民自身により策定された行動計画]

(1) 助け合い推進体制の整備

- ・ 助け合い推進会議の支援
 - 役割 助け合いのまちづくりのため活動を計画し、実行するための企画立案、実施
 - 構成員 一般公募の住民のほか市内福祉関係機関・団体・施設等広く参加を呼びかけ組織
 - ・ 関係機関・団体への助け合い活動の浸透活動
 - ・ こころ・つなぐ・助け合い事業（住民参加型助け合い支援事業）の拡大・ネットワークづくり（地域の助け合いを核とした、ゴミ出し・雪かき等の日常生活支援を行なうお互いさまのまちづくり事業）
 - ・ 地域のふれあいサロンを助け合いの拠点として支援強化・助け合い情報等におけるサロンネットワークの充実
 - ・ すざか助け合い推進センター（助け合い推進のための活動拠点）の充実
- (2) 助け合い起こしのご近所づくり
- ・ およそ 50～100 数十世帯を助け合い推進の基本圏域「ご近所」と考え、世話焼きさん・助けられ上手さんの発掘支援による「ご近所福祉」の推進
- (3) 助け合いの環境づくり
- ・ 「助け合い推進大会」の共催及び助け合い起こしの普及活動
 - ・ 助けられた体験談募集「助けられ大賞」の実施支援

2. 啓発・広報

- (1) 広報紙「助け合い起こしすざか」・「社協要覧」の発行、パンフレット・ホームページでの情報発信・ブログでのリアルタイムの情報伝達
- (2) 長野県社会福祉大会への参加
- (3) 活動計画「助け合い起こし」の広報強化

3. ボランティア活動推進事業

- (1) 福祉ボランティアセンターの管理運営 ※市指定
- (2) ボランティアの育成・研修事業の実施
 - ・一般市民を対象に、車イスの取り扱い実習のほか、ボランティア体験、施設体験、傾聴、レクリエーション、“助けられ”、“ときめき福祉”等の入門講座
 - ・ボランティア・福祉施設体験による“サマーチャレンジボランティア”
- (3) 災害に備えてのボランティア継続研修会及び災害ボランティアの登録
- (4) ボランティア連絡協議会の活動推進

4. 老人福祉対策事業

- (1) 介護予防事業
 - ・ 生活支援ホームヘルプサービス事業 ※市受託
 - (介護保険非該当で援護を要する方にホームヘルパーを派遣する事業)
 - ・ 生きがいデイサービス事業 ※市受託
 - (介護保険非該当で、家に閉じこもりがちな65歳以上のひとり暮らし及び高齢世帯等の虚弱な方を対象に、老人センターを利用してレクリエーション等を通して)

- て交流をし、日中を過ごして頂く為の事業)
- (2) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 ※市受託
 - (3) 食の自立支援事業（配食サービス） ※市受託
(おおむね 65 歳以上の老人等であって、老衰若しくは心身の障害又は傷病等的理由により食事調理の困難な方に食事を宅配、併せて安否確認を行う事業)
 - (4) 福祉移送サービス事業（リフト付き車両による送迎）
(介護度 3・4・5 で車イスを利用し移動が出来る高齢者を対象に、通院等の外出を支援する事業)
 - (5) 新・地域見守り安心ネットワークづくりへの協力
(市の協力のもと、区が中心となり災害をも想定し、在宅のひとり暮らしや寝たきりの高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者世帯等の地域での支え合い、見守りのネットワークづくりへ協力・助成を行う事業)
 - (6) 寝たきり老人等いきいき外出事業
(車イスを利用し外出が困難な高齢者等を対象に、花見等の外出を支援する事業)
 - (7) 在宅介護者のつどい・ふれあい相談会 ※市受託
(家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流等により元気回復を図るため、旅行や、交流会、介護に関する相談会を行う事業)
 - (8) ひとり暮らし老人安心コール事業 ※市受託
(ひとり暮らしの高齢者へ電話によるコミュニケーションと安否確認を行う交流事業及び電話をかけるボランティアと利用者の交流会)
 - (9) ひとり暮らし老人への年賀はがきの発送

5. 障害者福祉対策事業

- (1) 難病患者等ホームヘルプサービス事業 ※市受託
(難病患者等の方にホームヘルパーを派遣する事業)
- (2) 重度障害者いきいき外出事業
(車イスを利用し外出が困難な重度の障害者等を対象に、花見等の外出を支援する事業)
- (3) ふれあい広場の開催
(ボランティア連絡協議会を中心とした約 80 団体で構成する実行委員会や企画スタッフを中心に内容を検討し、より多くの市民に福祉への理解を広げるため祭りを開催する事業)
- (4) 重度障害者希望の旅事業
(公共機関を利用して外出や旅行が困難な重度の障害者を対象に旅行を通じて人ととのつながりをつくり、社会参加を促進することを目的とした事業)
- (5) 須坂カッタカタまつりへの参加支援
(障害者の社会参加とボランティアとの交流を目的とした事業)
- (6) 重度障害者等料理教室
(重度の障害により調理の機会が少ない方を対象として、調理や仲間との交流の場を増やすことを目的とした事業)
- (7) 福祉移送サービス事業（リフト付き車両による送迎）
(重度障害の車イス使用者または視覚障害者で一般の交通手段を利用する事が困難な身体障害者の通院等の外出を支援する事業)

6. 母子・父子家庭福祉対策事業

- (1) サンタクロース派遣事業
- (2) 交通・災害遭児の激励
- (3) 母子・父子家庭親子のつどい事業等への協力

7. 福祉教育推進事業

- (1) 社会福祉普及校の指定及び福祉教育に対する補助事業
- (2) 小中学生ボランティア体験教室及び施設体験事業
(市内小学校 5・6 年生全中学生の児童生徒を対象に、他の学校の子供たちとの交

流や、様々な福祉的メニューを体験することで、子供たちにお互いさまの助け合いの心が育まれることを目的とした事業)

- (3) 高校生ボランティアの交流会
- (4) 福祉体験出前講座の充実
(学校や地域の依頼により、福祉体験講座の相談、講師派遣、調整等を行う事業)
- (5) 学校・施設・福祉団体等とのネットワーク研修会

8. 総合相談事業

- (1) 開設日 ふれあい福祉相談 月曜日から金曜日
心配ごと相談 第2・4木曜日の午前
法律相談（弁護士） 第2・4木曜日の午後
・問題解決のため、専門家とのネットワークを形成・司法書士との連携
- (2) 相談員研修会の開催

9. 援護事業

- (1) 生活福祉資金・離職者支援資金の貸付事業
- (2) 被災家庭の激励・見舞い（見舞金・布団セット・日用品セットの提供）
- (3) 日常生活自立支援事業・金銭管理・財産保全サービス事業
(高齢や障害等で年金の払い出しや支払いなどが困難な方への援助サービス)
- (4) 福祉移送車両（車イスで乗車できるリフト付き車両）の貸出事業
- (5) 善意銀行歳末激励事業
- (6) その他援護事業

10. 基盤強化と地域福祉活動の推進

- (1) 財政基盤の確立（活動財源の確保）
- (2) 敬愛基金・福祉基金果実の有効活用
- (3) 苦情解決システム・第三者委員会の開催
- (4) 支部活動（12支部）の充実強化
- (5) 民生児童委員協議会との連携強化
- (6) 保護司活動の支援
- (7) 関係機関（団体）、福祉施設との連絡調整

11. 善意銀行の管理運営

- (1) 預託金品の受託とその管理及び配分

12. 共同募金事業

- (1) 赤い羽根共同募金の実施とその配分
- (2) 長野県共同募金会須坂市支会事務
- (3) 街頭募金の実施

13. 日本赤十字社事業

- (1) 日赤社資募集の推進及び日赤社員の加入促進
- (2) 赤十字奉仕団の育成と団活動の推進
- (3) 救急法・AED・健康生活支援講習・水上安全法・幼時安全法等講習会の推進
- (4) 一日赤十字の開催
- (5) 献血の推進
- (6) 日本赤十字社長野県支部須坂市地区事務

II 介護保険事業

- 1 ホームヘルプサービス（訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護・重度訪問介護・外出介護）事業
(高齢者・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者の方にホームヘルパーが自宅へ訪問し、身体の介護や家事の援助等を行う事業)
- 2 訪問入浴・介護予防訪問入浴サービス事業
(高齢者・障害者の方に入浴サービスを提供し、利用者の身体の清潔を保持し、心身の機能の維持を図り、可能な限り自立した日常生活を営むことを目的として行う事業)
- 3 老人デイサービスセンター（通所介護・介護予防通所介護）事業
(日帰りで、入浴、食事の提供、機能訓練等のサービス提供を行い、孤独感の解消や、身体機能の維持を図るとともに、介護者の負担軽減を図り、利用者の日常生活の支援を行うことを目的とした事業)
- 4 居宅介護支援・介護予防支援事業
(利用者の心身の状況及び家庭環境と利用者及び家族の意思を尊重し、介護サービス計画＜ケアプラン＞の作成、居宅サービスの調整、申請代行等を行う事業)
 - ・老人福祉センター「永楽荘」「くつろぎ荘」において、介護についての困りごとや元気に過ごせることを目的に介護相談を行う（永楽荘・第2木曜日　くつろぎ荘・第3木曜日）

III 老人福祉センター「永楽荘」「くつろぎ荘」の管理運営及び須坂市老人クラブ連合会への活動協力

IV 精神障害者授産施設「ぶどうの家」の管理運営及び障害者の社会復帰の促進